

令和6年度 市民舞台芸術創造支援事業 募集案内

応募締切 令和6年6月28日(金)必着

飯田文化会館では、市民のみなさんの舞台芸術創造活動を支援します。詳細は下記をご覧ください。ご応募お待ちしております。

1. 目的

市民の生き活きとした暮らしと、世代を越えた感動と共感のある豊かな暮らしをつくるために、舞台芸術に関わる市民が、ともに繋がり刺激しあいながら取り組む技術向上事業と、舞台芸術の創造事業を支援します。

2. 対象となる事業

(1) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に実施し、完了する事業

(2) 対象団体

①飯田市内で活動するアマチュア舞台芸術団体及びその連合体

※連合体は、同一ジャンルや異ジャンルによる複数の団体で構成され、構成団体に下伊那地域の団体を含むことも可とします。

②飯田市内または飯田市及び下伊那地域の小学校・中学校・高等学校の学校間で連携した団体（以下、学校間連携事業とする）

※人形劇に関する活動は、他の補助事業をご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

(3) 対象事業

次の2つの事業を対象とします。いずれか1つを選択して応募をしてください。

なお、いずれもより多くの市民が参加できる事業形態であること（学校間連携事業を除く）、また活動の成果を広く市民に披露することを必須とします。

①技術向上事業

専門家（講師）による技術力向上を目的とした講習会等を実施し、成果を披露する活動等。

例）基礎講習会、ワークショップ等を行ったのちに、その成果を披露する

②舞台芸術の創造事業

専門家（講師）を招聘し、一つの課題に取り組み成果を披露する活動等。

例）オーケストラとバレエの団体が、一つの作品に取り組み発表する。

複数の合唱団で一つの課題曲に取り組み発表する。

3. 対象とならない事業

- (1) 通常の団体の運営費で実施できる定例的な指導者を招聘した事業
- (2) 補助を受けなくても事業遂行が十分可能と認められる事業
- (3) 営利を目的とした事業
- (4) 事業の参加者が特定の者に限られる事業
- (5) 既に国県市等から補助金や支援金の適用を受けている事業

4. 応募できる活動数

応募できる活動数は、1団体につき1活動とします。

別の活動であっても重複しての応募はできません（個人での参加は可能です）。

5. 補助金の対象となる経費及び支援内容

下記の経費が対象になります。「舞台芸術の創造事業」では、発表当日に係る(1)～(3)に関しても対象とします。

関係経費については、実績報告時に申請団体名の宛名入り領収書(写し)の提出が必要となります。

- (1) 講師謝礼
- (2) 講師交通費 (飯田市の旅費規程による)
- (3) 講師宿泊費 (飯田市の旅費規程による)
- (4) 印刷製本費 (成果発表の公演・演奏会等に係るものを除く)

《交通費、宿泊費に関する補助対象経費の金額算出方法について》

交通費、宿泊費は「飯田市旅費規程」の金額を上限とします。以下を参考に算出してください。

▼飯田市旅費規程/第7条

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

○交通機関のある場合＝実費

○交通機関のない場合＝37円 (1kmにつき)

○宿泊料 9,800円 (1夜につき)

また使用する施設(市有施設に限る)を飯田文化会館が調整し、確保します。

6. 補助金の額

補助対象経費の2分の1を限度とします。

なお、予算の範囲内で算定するため、要望額の全額が認められるとは限りません。

7. 補助の条件

- (1) 参加者全員が出演する発表会等を開催(または出演)し、広く市民に成果を発表すること
※連合体での「技術向上事業」に関しては、団体毎の発表も可とします。
※参加者(受講者)全員が出演すること
- (2) 参加者から受講料を集めて実施すること
※この事業は、支援ありきではなく、団体等が主体的に行う事業を、より効果的に展開するために支援するものです。「補助金がいくらあるから、その分の活動を行えば良い」ではなく、「その補助金をもとに2倍、3倍の活動を」という考えで取り組む事業に対して支援します。よって、事業を実施する際は、必ず参加費(受講料)を集めて実施することとします。
- (3) 実施にあたっては、開催を広く告知し、団体構成員以外の市民を募集すること
※学校間連携事業は除く
- (4) 広報物や印刷物等へ「令和6年度市民舞台芸術創造支援事業」を記載すること
- (5) 市有施設を使用する場合は、飯田市における市有施設の利用制限に従ったうえで実施すること

8. 申請方法

応募のために必要な書類を期限までに提出してください。

- (1) 提出書類：①事業補助金交付申請書(様式1)、②事業計画書(様式2)、③収支予算書(様式3)

※様式は飯田文化会館公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkakaikan/>

- (2) 提出期限：令和6年6月28日(金)必着

- (3) 提出先：飯田文化会館 事業係

9. 審査及び審査結果の通知

申請書やヒアリングなどの内容を基に審査のうえ補助額を決定します。審査結果は、評価委員会による事業への助言と合わせて、令和6年8月までに通知します。

10. 審査基準

- (1) 本事業の趣旨・目的に沿った内容であるか
- (2) 事業計画が具体的であり、実現可能な事業であること
- (3) 事業の開催を広く告知し、広く一般に開かれた事業であること
- (4) 予算積算等が適切であること

11. 実績報告について

- (1) 事業終了後1ヶ月以内もしくは3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出いただきます。
 - ・実績報告書（様式1～5）
 - ・事業関係の領収書の写し（申請団体名の宛名入りの領収書とし、領収金額、内容、領収日、領収者住所・氏名・印を備えていることが必要です。）
 - ・添付資料（事業開催時や発表会等の記録写真、参加者募集時や発表会等のパンフ、新聞記事等）
- (2) 評価委員会にて実績報告書の内容を基に事業の成果を評価します。評価の結果は、次年度以降の各団体の活動に活かしていただけるよう通知します。
- (3) 補助額は、実績報告書と収支決算書の内容に基づき確認させていただき、額を確定します。なお交付決定額から減額することがあります。
- (4) 事業内容の変更や中止の場合は、速やかにご報告ください。

12. 補助金の交付取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。また、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をお願いすることがあります。

- (1) 補助金を他の用途へ使用をしたとき
- (2) 事業の実施にあたって不正な行為があったと認められたとき
- (3) 事業の実施にあたって指示した事項に従わないとき

13. 情報の公開

補助の対象となった事業や補助対象者、事業の成果等は、飯田文化会館ホームページ等で公表します。

14. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・申請書類提出締切 | 令和6年6月28日(金)必着 |
| ・ヒアリング、審査 | 令和6年7月 |
| ・結果通知、交付決定 | 令和6年8月まで |
| ・活動報告書の提出(実績報告) | 令和7年3月31日(月)まで |

15. お問い合わせ・申請先

飯田文化会館 事業係 担当：福澤 長野県飯田市高羽町5-5-1
TEL:0265-23-3552(平日8:30~17:15) FAX:0265-23-3533 メール:ibunka@city.iida.nagano.jp